

那 霸 市 公 報

第 1 4 7 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 営 住 宅 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (市 営 住 宅 室) …… 1119

告 示

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) …… 1120

個 人 情 報 目 的 外 利 用 等 届 出 書 の 公 表 に つ い て (総 務 課) …… 1120

平 成 19 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 3 号) (財 政 課) …… 1120

平 成 18 年 度 那 霸 市 一 般 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書 (財 政 課) …… 1124

 平 成 18 年 度 那 霸 市 土 地 区 画 整 理 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書
(区 画 整 理 課) …… 1142

 平 成 18 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書
(国 民 健 康 保 険 課) …… 1150

平 成 18 年 度 那 霸 市 老 人 保 健 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書 (健 康 推 進 課) …… 1156

 平 成 18 年 度 那 霸 市 市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書
(市 街 地 整 備 課) …… 1160

 平 成 18 年 度 那 霸 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 歳 入 歳 出 決 算 書
(ち ゃ ゃ ん が ん じ ゅ う 課) …… 1164

 那 霸 市 N P O 活 動 支 援 セ ン タ ー 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て
(市 民 協 働 推 進 課) …… 1169

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 公 園 事 業 の 施 行 に つ い て (花 と み ど り 課) …… 1170

住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) …… 1171

都市公園の設置及び供用開始について (公園管理室) …………… 1171

平成 20 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札
参加資格者追加登録申請受付について (管財課) …………… 1173

上下水道局告示

平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) …………… 1174

平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号) …………… 1176

那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1177

教育委員会規則

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する
規則…………… 1179

教育委員会訓令

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する
訓令…………… 1181

教育委員会教育長訓令

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する
訓令…………… 1182

規 則

那覇市規則第1号

平成20年1月29日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後														
<p>別表第4(第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市営住宅名称</td> <td>1区画当たり使用料 (月額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市繁多川 市営住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)	[略]		那覇市繁多川 市営住宅	[略]	<p>別表第4(第38条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">市営住宅名称</td> <td>1区画当たり使用料 (月額)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>那覇市繁多川 市営住宅</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td><u>那覇市久場川</u> <u>市営住宅</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5,000円</u></td> </tr> </table>	市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)	[略]		那覇市繁多川 市営住宅	[略]	<u>那覇市久場川</u> <u>市営住宅</u>	<u>5,000円</u>
市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)														
[略]															
那覇市繁多川 市営住宅	[略]														
市営住宅名称	1区画当たり使用料 (月額)														
[略]															
那覇市繁多川 市営住宅	[略]														
<u>那覇市久場川</u> <u>市営住宅</u>	<u>5,000円</u>														
<p>備考 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>															

付 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第137号
平成20年1月16日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第141号
平成20年1月17日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市告示第145号
平成20年2月1日

平成19年(2007年)12月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成19年度那覇市一般会計補正予算(第3号)

平成19年度那覇市の一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,991,259千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 113,451,047 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		1,195,366	3,675	1,199,041
	2 負担金	1,195,365	3,675	1,199,040
14 国庫支出金		23,908,092	603,728	24,511,820
	1 国庫負担金	15,903,566	598,138	16,501,704
	2 国庫補助金	7,894,423	5,590	7,900,013
15 県支出金		6,049,333	47,307	6,096,640
	1 県負担金	4,432,877	38,919	4,471,796
	2 県補助金	968,972	8,388	977,360
16 財産収入		293,154	7,066,260	7,359,414
	2 財産売払収入	52,565	7,066,260	7,118,825
18 繰入金		4,748,876	1,762	4,750,638
	1 特別会計繰入金	134,969	139	135,108
	2 基金繰入金	4,613,906	1,623	4,615,529
19 繰越金		1,027,914	120,477	1,148,391
	1 繰越金	1,027,914	120,477	1,148,391
20 諸収入		2,108,409	148,050	2,256,459
	3 貸付金元利収入	970,967	2,966	973,933
	4 受託事業収入	199,326	1,353	197,973
	5 雑入	863,369	146,437	1,009,806
	歳 入 合 計		105,459,788	7,991,259

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		767,320	1,635	765,685
	1 議会費	767,320	1,635	765,685
2 総務費		10,289,613	3,155,198	13,444,811

	1 総務管理費	7,828,330	3,140,556	10,968,886
	2 徴税費	1,243,118	8,394	1,234,724
	3 戸籍住民基本台帳費	828,802	25,100	853,902
	4 選挙費	236,338	4,229	232,109
	5 統計調査費	55,402	2,730	58,132
	6 監査委員費	97,623	565	97,058
3 民生費		41,888,927	847,435	42,736,362
	1 社会福祉費	14,278,413	130,994	14,409,407
	2 児童福祉費	14,240,266	71,894	14,168,372
	3 生活保護費	13,370,247	788,335	14,158,582
4 衛生費		6,735,091	2,853	6,732,238
	1 保健衛生費	2,729,667	33,389	2,763,056
	2 清掃費	4,005,424	36,242	3,969,182
5 労働費		50,841	2,894	47,947
	2 労働諸費	50,841	2,894	47,947
6 農林水産業費		138,831	9,125	129,706
	1 農業費	47,832	349	47,483
	3 水産業費	90,879	8,776	82,103
7 商工費		1,164,895	2,720	1,167,615
	1 商工費	1,164,895	2,720	1,167,615
8 土木費		16,576,423	25,963	16,550,460
	1 土木管理費	367,730	6,210	361,520
	2 道路橋りょう費	1,322,969	20,712	1,302,257
	3 河川水路費	132,469	16,648	115,821
	4 港湾費	764,023	23,066	740,957
	5 都市計画費	9,917,716	27,159	9,890,557
	6 住宅費	4,071,516	67,832	4,139,348
9 消防費		4,158,838	12,089	4,170,927
	1 消防費	4,158,838	12,089	4,170,927
10 教育費		11,676,461	7,913	11,668,548
	1 教育総務費	1,657,148	25,971	1,683,119
	2 小学校費	2,944,427	13,148	2,931,279
	3 中学校費	2,460,046	17,098	2,477,144
	4 幼稚園費	908,178	14,889	893,289
	5 社会教育費	1,338,953	10,070	1,328,883

	6 保健体育費	2,367,709	12,875	2,354,834
12 公債費		11,797,278	4,024,200	15,821,478
	1 公債費	11,797,278	4,024,200	15,821,478
歳 出 合 計		105,459,788	7,991,259	113,451,047

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費			4,847
	6 住 宅 費		4,847
		真地団地地すべり防止対策事業	4,847
合 計			4,847

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
仮庁舎実施設計業務委託料 (新庁舎建設準備室)	平成 2 0 年度	6,573
那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する 条例改正等広報業務委託料 (環境政策課)	平成 2 0 年度	1,928
マテリアルリサイクル施設整備計画支援業務委託料 (環境政策課)	平成 2 0 年度	22,163

那覇市告示第 1 4 6 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 18 年度那覇市一般会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度 那覇市一般会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
1 市税		35,977,677,000
	1 市民税	15,679,634,000
	2 固定資産税	17,026,263,000
	3 軽自動車税	355,050,000
	4 市たばこ税	2,219,508,000
	5 釅産税	1,000
	6 特別土地保有税	3,000
	7 入湯税	25,723,000
	8 事業所税	671,495,000
2 地方譲与税		2,532,225,000
	1 所得譲与税	1,624,075,000
	2 自動車重量譲与税	459,132,000
	3 地方道路譲与税	161,780,000
	4 特別とん譲与税	8,041,000
	5 航空機燃料譲与税	279,197,000
3 利子割交付金		71,812,000
	1 利子割交付金	71,812,000
4 配当割交付金		82,720,000
	1 配当割交付金	82,720,000
5 株式等譲渡所得割交付金		62,977,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	62,977,000
6 地方消費税交付金		2,802,232,000
	1 地方消費税交付金	2,802,232,000
7 自動車取得税交付金		226,952,000
	1 自動車取得税交付金	226,952,000

認 定 第 3 号

(単位:円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
39,932,684,088	36,458,966,790 43,810,830	158,504,071	3,315,123,227	481,289,790
16,953,715,324	15,920,009,989 37,927,785	65,910,373	967,794,962	240,375,989
19,477,195,906	17,174,489,758 5,575,495	83,382,209	2,219,323,939	148,226,758
414,448,210	356,033,644 307,500	3,749,100	54,665,466	983,644
2,318,671,098	2,255,899,338	0	62,771,760	36,391,338
0	0	0	0	△1,000
8,849,950	3,297,561	5,552,389	0	3,294,561
26,686,500	26,686,500	0	0	963,500
733,117,100	722,550,000 100	0	10,567,100	51,055,000
2,566,616,736	2,566,616,736	0	0	34,391,736
1,624,098,437	1,624,098,437	0	0	23,437
472,551,000	472,551,000	0	0	13,419,000
162,619,000	162,619,000	0	0	839,000
8,813,299	8,813,299	0	0	772,299
298,535,000	298,535,000	0	0	19,338,000
77,670,000	77,670,000	0	0	5,858,000
77,670,000	77,670,000	0	0	5,858,000
82,719,000	82,719,000	0	0	△1,000
82,719,000	82,719,000	0	0	△1,000
45,469,000	45,469,000	0	0	△17,508,000
45,469,000	45,469,000	0	0	△17,508,000
2,802,229,000	2,802,229,000	0	0	△3,000
2,802,229,000	2,802,229,000	0	0	△3,000
226,958,000	226,958,000	0	0	6,000
226,958,000	226,958,000	0	0	6,000

款	項	予 算 現 額
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,163,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,163,000
9 地方特例交付金		1,042,571,000
	1 地方特例交付金	1,042,571,000
10 地方交付税		11,257,248,000
	1 地方交付税	11,257,248,000
11 交通安全対策特別交付金		50,000,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000,000
12 分担金及び負担金		1,104,307,000
	1 分担金	1,000
	2 負担金	1,104,306,000
13 使用料及び手数料		2,672,981,000
	1 使用料	2,043,115,000
	2 手数料	629,866,000
14 国庫支出金		24,070,865,748
	1 国庫負担金	15,318,717,000
	2 国庫補助金	8,634,644,748
	3 委託金	117,504,000
15 県支出金		5,133,374,000
	1 県負担金	3,659,651,000
	2 県補助金	1,024,955,000
	3 委託金	448,768,000
16 財産収入		1,148,533,000
	1 財産運用収入	232,518,000
	2 財産売却収入	916,015,000
17 寄附金		34,965,000

(単位:円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
294,163,000	294,163,000	0	0	0
294,163,000	294,163,000	0	0	0
1,042,571,000	1,042,571,000	0	0	0
1,042,571,000	1,042,571,000	0	0	0
11,470,285,000	11,470,285,000	0	0	213,037,000
11,470,285,000	11,470,285,000	0	0	213,037,000
55,325,000	55,325,000	0	0	5,325,000
55,325,000	55,325,000	0	0	5,325,000
1,306,241,720	1,215,215,526	13,107,150	77,919,044	110,908,526
0	0	0	0	△1,000
1,306,241,720	1,215,215,526	13,107,150	77,919,044	110,909,526
2,979,924,569	2,682,580,344	9,105,715	288,238,510	9,599,344
2,376,510,222	2,079,165,997	9,105,715	288,238,510	36,050,997
603,414,347	603,414,347	0	0	△26,451,653
23,097,353,990	20,881,860,617	0	2,215,493,373	△3,189,095,131
15,538,653,741	15,538,653,741	0	0	219,936,741
7,441,921,813	5,226,428,440	0	2,215,493,373	△3,408,216,308
116,778,436	116,778,436	0	0	△725,564
4,924,640,400	4,924,640,400	0	0	△208,733,600
3,562,329,848	3,562,329,848	0	0	△97,321,152
899,899,664	899,899,664	0	0	△125,055,336
462,410,888	462,410,888	0	0	13,642,888
1,182,281,493	1,162,060,123	770,173	19,451,197	13,527,123
250,616,377	230,395,007	770,173	19,451,197	△2,122,993
931,665,116	931,665,116	0	0	15,650,116
34,583,229	34,583,229	0	0	△411,771

款	項	予 算 現 額
	1 寄附金	34,995,000
18 繰入金		2,884,803,000
	1 特別会計繰入金	223,085,000
	2 基金繰入金	2,661,717,000
	3 基金借入金	1,000
19 繰越金		1,489,168,223
	1 繰越金	1,489,168,223
20 諸収入		3,392,652,000
	1 延滞金加算金及び過料	69,431,000
	2 市預金利子	304,000
	3 貸付金元利収入	2,013,688,000
	4 受託事業収入	321,163,000
	5 雑入	988,128,000
21 市債		9,280,100,000
	1 市債	9,280,100,000
歳 入 合 計		105,612,355,971

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
34,583,229	34,583,229	0	0	△411,771
2,883,668,634	2,883,668,634	0	0	△1,134,366
223,083,237	223,083,237	0	0	△1,763
2,660,585,397	2,660,585,397	0	0	△1,131,603
0	0	0	0	△1,000
1,489,168,673	1,489,168,673	0	0	450
1,489,168,673	1,489,168,673	0	0	450
4,754,863,981	3,562,672,330	14,824,791	1,177,366,860	170,020,330
94,964,165	94,964,165	0	0	25,533,165
915,223	915,223	0	0	611,223
2,894,677,092	2,013,764,092	0	880,913,000	78,092
327,706,627	275,836,627	0	51,870,000	△45,266,373
1,436,600,874	1,177,192,223	14,824,791	244,583,860	189,064,223
7,079,700,000	7,079,700,000	0	0	△2,200,400,000
7,079,700,000	7,079,700,000	0	0	△2,200,400,000
108,329,116,513	101,039,122,402 49,810,880	196,401,900	7,093,592,211	△4,573,233,569

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 議会費		757,253,000
	1 議会費	757,253,000
2 総務費		11,188,129,518
	1 総務管理費	8,728,252,313
	2 徴税費	1,288,316,264
	3 戸籍住民基本台帳費	848,753,506
	4 選挙費	148,328,000
	5 統計調査費	49,084,435
	6 監査委員費	125,395,000
3 民生費		39,760,142,000
	1 社会福祉費	13,087,763,000
	2 児童福祉費	12,824,593,000
	3 生活保護費	13,847,785,000
	4 災害救助費	1,000
4 衛生費		6,041,177,649
	1 保健衛生費	2,680,078,649
	2 清掃費	3,361,099,000
5 労働費		50,930,000
	2 労働諸費	50,930,000
6 農林水産業費		116,226,000
	1 農業費	53,764,000
	2 林業費	120,000
	3 水産業費	62,342,000
7 商工費		823,756,000
	1 商工費	823,756,000
8 土木費		19,456,230,036
	1 土木管理費	358,403,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
750,997,275	0	6,255,725	6,255,725
750,997,275	0	6,255,725	6,255,725
11,096,144,746	0	91,984,772	91,984,772
8,661,365,736	0	66,886,577	66,886,577
1,276,157,546	0	12,158,718	12,158,718
844,945,667	0	3,807,839	3,807,839
139,853,152	0	8,474,848	8,474,848
49,013,243	0	71,192	71,192
124,809,402	0	585,598	585,598
39,272,149,157	0	487,992,843	487,992,843
12,871,496,757	0	216,266,243	216,266,243
12,557,325,502	0	267,267,498	267,267,498
13,843,326,898	0	4,458,102	4,458,102
0	0	1,000	1,000
6,907,544,952	34,367,000	99,265,697	133,632,697
2,610,374,252	34,367,000	35,337,397	69,704,397
3,297,170,700	0	63,928,300	63,928,300
46,583,054	0	4,346,946	4,346,946
46,583,054	0	4,346,946	4,346,946
115,052,212	0	1,173,788	1,173,788
52,832,499	0	931,501	931,501
120,000	0	0	0
62,099,713	0	242,287	242,287
809,206,452	0	14,549,548	14,549,548
809,206,452	0	14,549,548	14,549,548
15,643,531,806	3,691,239,266	121,458,964	3,812,698,230
351,258,787	3,000,000	4,144,213	7,144,213

款	項	予 算 現 額
	2 道路橋りょう費	1,680,699,958
	3 河川水路費	134,885,000
	4 港湾費	785,331,000
	5 都市計画費	12,542,795,578
	6 住宅費	3,954,115,500
9 消防費		2,903,343,805
	1 消防費	2,903,343,805
10 教育費		12,777,495,560
	1 教育総務費	1,863,923,300
	2 小学校費	4,295,935,935
	3 中学校費	2,263,182,000
	4 幼稚園費	1,172,573,000
	5 社会教育費	1,311,898,725
	6 保健体育費	1,869,982,600
11 災害復旧費		4,000
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000
	2 公共土木施設災害復旧費	2,000
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1,000
12 公債費		11,617,331,000
	1 公債費	11,617,331,000
13 諸支出金		104,096,000
	1 普通財産取得費	104,095,000
	2 公営企業貸付金	1,000
14 予備費		16,241,403
	1 予備費	16,241,403
歳 出 合 計		105,612,355,971

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,503,449,933	171,545,089	5,704,936	177,250,025
128,968,701	2,631,000	3,285,299	5,916,299
783,682,169	0	1,648,831	1,648,831
10,331,696,506	2,130,645,177	80,453,895	2,211,099,072
2,544,475,710	1,383,418,000	26,221,790	1,409,639,790
2,867,489,166	0	35,854,639	35,854,639
2,867,489,166	0	35,854,639	35,854,639
10,388,264,601	2,299,810,502	89,420,457	2,389,230,959
1,850,165,375	0	13,757,925	13,757,925
3,162,964,009	1,123,925,540	9,046,386	1,132,971,926
1,190,916,170	1,055,145,400	17,120,430	1,072,265,830
1,077,657,376	88,026,000	6,889,624	94,915,624
1,268,520,903	32,713,562	10,664,260	43,377,822
1,838,040,768	0	31,941,832	31,941,832
0	0	4,000	4,000
0	0	1,000	1,000
0	0	2,000	2,000
0	0	1,000	1,000
11,612,644,422	0	4,686,578	4,686,578
11,612,644,422	0	4,686,578	4,686,578
104,093,032	0	2,968	2,968
104,093,032	0	1,968	1,968
0	0	1,000	1,000
0	0	16,241,403	16,241,403
0	0	16,241,403	16,241,403
98,613,700,875	6,025,416,768	973,238,328	6,998,655,096

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 01 一 般 会 計

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	105,612,355,971 円	
2	歳 入 額	101,039,122,402	
3	歳 出 額	98,613,700,875	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	2,425,421,527	
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	701,653,395	
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残 高 (翌 年 度 へ 繰 越)	1,723,768,132
		(2) 不 足 額 (翌 年 度 から 繰 上 充 用)	-

平成 19 年 9 月 13 日 提 出

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市監査委員より提出された、平成18年度(2006年度)那覇市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況審査意見書の概要

審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、法令に準拠して作成されており、計数に誤りはないものと認めた。

予算の執行状況については、おおむね適正になされているものと認めた。

平成18年度の歳入歳出決算は、一般会計で予算現額1,056億1,235万5,971円に対し、歳入決算額は1,010億3,912万2,402円、歳出決算額は986億1,370万875円で、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は24億2,542万円1,527円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は17億2,376万8,132円の黒字で、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額も5億1,545万8,682円の黒字となっている。

次に、土地区画整理事業特別会計など5特別会計の決算を合計額で見ると、歳入決算額は776億3,468万7,879円、歳出決算額は767億2,479万1,380円で、形式収支額は9億989万6,499円、実質収支額は7億943万5,855円、単年度収支額も3,537万6,566円の黒字となっているが、一般会計から80億5,103万8,203円の繰入金を受け入れた結果によるものとなっている。

平成18年度普通会計の決算状況からみると、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は88.8%(前年度88.2%)と、前年度と比較して0.6ポイント増加している。その主な要因としては、人件費0.5ポイント、公債費が0.7ポイント減少したものの、扶助費が1.9ポイント増加したことによるものである。

財政圧迫度を示す指標である公債費比率は15.9%(前年度16.7%)と前年度より0.8ポイント減少している。

本市の財政状況は、国による3兆円規模の所得税から個人住民税への税源移譲や定率減税の廃止、また、新都心地区への事業所や人口の増加等の要因により、前年度に比較して市税が17億7,478万円、所得譲与税が5億6,548万円、地方交付税が1億7,435万円増えており、一般財源では堅調に推移しているが、団塊世代の退職に伴う人件費及び沖縄県民の全国平均に比べて低い所得状況を反映して生活保護費などの扶助費等義務的経費の増加要因がある。

繰越事業は、一般会計で60億2,541万円、特別会計で9億284万円となっており、その主なものは、道路整備事業、公園整備事業、住宅建設事業、教育施設整備事業及び土地区画整理事業である。

不用額は、一般会計で9億7,323万8,328円となっているが、その内容をみると、実績減によるもの7億9,145万2,349円、落札差額1億3,305万7,626円、経費節減によるもの4,872万8,353円であるが、前年度に比較して4億896万6,617円増加している。また、特別会計で20億3,572万4,722円となっており、予算の効率的執行に努力されたい。

今後の財政運営においては、多額の市債残高(1,255億4,934万円)を抱える中で、諸施策の実施に必要な財政需要の増大が見込まれているので、地方分権の時代にふさわしい効率的な行政システムを確立するとともに、不要不急の事務事業については果断に見直し、限られた財源を効果的、効率的に配分して健全な財政運営

に努められるよう要望する。

なお、次のことについて留意されたい。

1 歳入について

(1) 土地貸付収入の未収金について (管財課)

土地貸付収入の未収金は、1,945 万 1,179 円となっているが、公有財産の無断使用を含めた滞納繰越を長期化させることは、公有財産の公平公正な管理を期す面からも適正ではない。

分割による納入方法を講ずるなど早期の未収金の徴収を図るとともに、那覇市市有地賃料滞納整理要領方針に基づき法的措置を行うなど、収納強化に努められたい。

(2) 市税の収入未済額対策について (納税課)

市税の収入未済額は33億1,512万3,227円で、前年度の33億3,813万4,265円と比較して2,301万1,038円減少している。

収入未済額については、滞納整理の強化などその解消に向けた努力が見受けられるものの、個々の収入未済の実態把握に努め、多様な徴収方法を採用入れるなど、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止になお一層努められたい。

市 税 収 入 状 況 調 べ

(単位：円、%)

区分	年 度	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収納率
現年度分	平成 18 年度	36,586,149,880	35,676,732,888	5,095,831	904,321,161	97.5
	平成 17 年度	34,877,550,793	33,873,024,311	17,087,194	987,439,288	97.1
	比 較	1,708,599,087	1,803,708,577	11,991,363	83,118,127	0.4
滞納繰越分	平成 18 年度	3,346,534,208	782,233,902	153,498,240	2,410,802,066	23.4
	平成 17 年度	3,406,567,733	811,154,319	244,718,437	2,350,694,977	23.8
	比 較	60,033,525	28,920,417	91,220,197	60,107,089	0.4
合計	平成 18 年度	39,932,684,088	36,458,966,790	158,594,071	3,315,123,227	91.3
	平成 17 年度	38,284,118,526	34,684,178,630	261,805,631	3,338,134,265	90.6
	比 較	1,648,565,562	1,774,788,160	103,211,560	23,011,038	0.7

(3) 国民健康保険税 (一般) の収納率について (国民健康保険課)

国民健康保険税(一般)の未収額は27億2,802万3,686円となっており、その内滞納繰越分が21億3,306万4,811円を占めている。

国民健康保険税の一般被保険者分に対する国からの普通調整交付金の減額要因は、収納率90%以下となった場合であるが、平成18年度においても、国庫補助金のペナルティを受けなかった。

国民健康保険税の収納率は、向上している。これは、徴収管理体制を強化し職員が努力した結果であり、評価するものである。

多額の未収金及び滞納繰越金は、当該事業の存続にも重大な影響を及ぼす

ものである。今後とも収納率向上に一層努められたい。

国民健康保険税(一般)の収納率比較

(単位:円)

区分	年度	調定額	収入額	不納欠損額	未収額	収納率
現年度分	平成18年度	6,664,526,942	6,069,201,267	366,800	594,958,875	91.1%
	平成17年度	6,693,895,074	6,088,964,255	206,100	604,724,719	91.0%
	比較	29,368,132	19,762,988	160,700	9,765,844	0.1%
滞納繰越分	平成18年度	2,756,470,063	193,420,889	429,984,363	2,133,064,811	7.0%
	平成17年度	2,800,637,763	185,323,472	450,293,139	2,165,021,152	6.6%
	比較	44,167,700	8,097,417	20,308,776	31,956,341	0.4%

- (4) 公設市場使用料及び光熱水費実費徴収金の未収金について(労働農水課)
平成10年度から18年度分の公設市場使用料1,362万2,823円、平成6年度から18年度分の公設市場光熱水費実費徴収金1,336万6,764円の合計2,704万9,587円が未収額である。

滞納繰越分は年度が経過するにしたがって、徴収が困難になってくることから、実態を把握し、徴収方法を更に創意工夫して未収金の収納向上に努められたい。

- (5) 介護保険料の収納の向上について(チャーがんじゅう課)

介護保険料の調定額28億1,988万9,231円に対し、収入済額は24億6,028万4,593円、収納率87.2%となっており、前年度収納率88.7%に比べ1.5ポイント低下し、未収額は2億6,978万3,597円となっている。

今後も高齢化が進み介護サービスを必要とする市民も増えることが予想されることから、介護保険制度の必要性を十分に説明し収納の向上に努められたい。

介護保険料年度別比較

(単位:円)

区分	調定額	収入額	不納欠損額	未収額	収納率
平成18年度	2,819,889,231	2,460,284,593	89,821,041	269,783,597	87.2%
平成17年度	3,272,074,383	2,902,847,539	72,055,127	297,171,717	88.7%
比較	452,185,152	442,562,946	17,765,914	27,388,120	1.5%

- (6) 高額療養費返還金等の未収金について(障害福祉課)

高額療養費返還金の現年度1,998万1,512円分については、平成18年度定期監査(後期)で事後調定を事前調定に改めるよう指摘したところ、その改善がみられるが、滞納繰越分1,808万211円については、台帳不備のために件数等が不明であり、対象者の把握がされていない。

滞納者の確定がされないとなれば納付指導が出来ず、未収金の徴収がされない事になるので、これら滞納繰越分の台帳を早急に整備し、督促状発送による納

付指導等の徴収体制強化に取組まれない。

また、身体障害者居宅介護支援費返還金 188 万 760 円の未収金についても、徴収に努められたい。

(7) 生活保護費返還金の未収金について(保護課)

生活保護費返還徴収金の未収金は、滞納繰越分を合わせて 1 億 1,506 万 8,461 円である。

平成 18 年度定期監査(後期)で指摘した滞納台帳等の整備については、改善されており、その内訳は、保護受給者が 324 世帯で 4,608 万 6,908 円、保護を廃止したものが 208 世帯で 6,898 万 1,553 円である。

今後とも効率的な徴収体制の取組みを強化し、未収金の圧縮に努められたい。

生活保護費返還金年度別比較

(単位:円)

区 分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	未 収 額	収 納 率
現年度分	平成18年度	130,547,899	93,319,903	0	37,228,806	71.5%
	平成17年度	77,642,774	58,189,334	0	19,453,440	74.9%
	比 較	52,905,125	35,130,569	0	17,775,366	3.4%
滞納繰越分	平成18年度	93,005,906	1,666,450	13,499,801	77,839,655	1.8%
	平成17年度	78,332,910	1,542,009	3,238,435	73,552,466	2.0%
	比 較	14,672,996	124,441	10,261,366	4,287,189	0.2%
合 計	平成18年度	223,553,805	94,985,543	13,499,801	115,068,461	42.5%
	平成17年度	155,975,684	59,731,343	3,238,435	93,005,906	38.3%
	比 較	67,578,121	35,254,200	10,261,366	22,062,555	4.2%

(8) 保育料(市立幼稚園)の未収金対策について(こども政策課)

市立幼稚園の保育料(預り保育料含む。)の未収額は、現年度分 261 万 3,400 円で前年度と比較して 94 万 2,400 円増えている。また、滞納繰越分の未収額は、428 万 7,460 円で前年度より 17 万 5,220 円減っている。

しかし、未収金の合計額は 690 万 860 円となっており、年度の経過により収納が困難になってくることから、なお一層収納の向上に努められたい。

(9) 保育料等の未収金対策について(こどもみらい課)

公立及び認可保育所の保育料等(3歳児以上主食費(公立)含む。)未収額は、現年度分 2,386 万 7,040 円で前年度と比較して 275 万 3,560 円減少している。また、滞納繰越分の未収額は、3,932 万 8,300 円で前年度より 213 万 2,190 円増加している。

しかし、未収金の合計額は 6,319 万 5,340 円となっており、年度の経過により収納が困難になってくることから、なお一層収納の向上に努められたい。

(10) 返還金の徴収対策について(子育て応援課)

児童手当返還金・児童扶養手当返還金の未収額は、現年度分 304 万 3,120 円で前年度と比較して 68 万 170 円増加している。また、滞納繰越分の未収額

は 407 万 9,410 円で、前年度より 137 万 5610 円増加している。

未収金の合計額は 712 万 2,530 円となっており、年度の経過により収納が困難になってくることから、なお一層収納の向上に努められたい。

(11) 行政代執行費用徴収金（滞納繰越）の未収金について（建築指導課）

行政代執行費用徴収金(滞納繰越)3,421 万 8,625 円の未収金については、平成 16 年度定期監査（後期）で留意事項として指摘してきたところである。平成 18 年 11 月には、参加差押した債務者の物件を公売に付し不調に終わったものの債権の回収に努めてきている。今後も他の債権者等からの情報や動向を把握するなど、引き続き未収金の回収に努力されたい。

(12) 市営住宅の使用料等の未収金の収納向上について（市営住宅室）

市営住宅の使用料等は、前年度と比較して未収額が減少している。また、平成 18 年 4 月 1 日から（株）沖縄債権回収サービスに市営住宅退去者の滞納家賃徴収を委託している。その結果、平成 18 年度は 123 件、681 万 5,386 円を徴収していることは評価できる。

しかし、未収額は 2 億 6,606 万 9,367 円であり、なお一層の収納向上に努められたい。

市 営 住 宅 の 使 用 料 等 調 べ

（単位：円）

区分	年 度	調 定 額	収 入 額	不納欠損額	未収額	収納率
現年度分	平成 18 年度	1,507,818,362	1,434,890,707	0	72,927,655	95.2%
	平成 17 年度	1,508,685,801	1,434,528,191	0	74,157,610	95.1%
	比 較	867,439	362,516	0	1,229,955	0.1%
滞納繰越分	平成 18 年度	273,935,620	74,318,448	6,475,460	193,141,712	27.1%
	平成 17 年度	270,660,949	64,193,026	6,587,013	199,880,910	23.7%
	比 較	3,274,671	10,125,422	111,553	6,739,198	3.4%

(13) 家賃対策補助金（国庫）について（市営住宅室）

家賃対策補助金 723 万 7,000 円については、平成 18 年度から税源委譲に伴い廃止になったにも関わらず計上し、本来なら同年度内で予算を補正すべきもかかわらず手続きがされてない。

那覇市予算決算規則を遵守し、適正な予算要求に注意されたい。

(14) 納骨堂使用料の未収金対策について（公園管理室）

納骨堂の使用料については、滞納繰越分で 69 万 1,240 円（37 件）、現年度分で 89 万 4,220 円（40 件）の合計 158 万 5,460 円（77 件）の未収金が生じている。

未収金が生じている主な理由は、未納者の居所・転居先が不明で、保証人の居所も不明の状態となっていることによる。

未納者に対する市民課への転居照会や各納骨室の扉への張り紙をする等により徴収努力をしているが、なお、一層実効性のある未収金対策に努められたい。

2 歳出について

(1) 団体負担金について(共通)

団体負担金については、定期監査等において留意事項として指摘してきたところである。その結果、負担金の廃止及び減額等の見直しをしたものもある。しかし、交付団体の平成 17 年度決算書で確認した結果、依然として、収入に占める支出の割合が低く(80%未満)、収支差額は剰余金として翌年度へ繰越している団体が多数ある。

交付額の多寡にかかわらず、本市においてなお一層の財政運営が厳しく問われていることを踏まえ、当該団体の設置目的、事業内容、経費等を十分検証のうえ、負担金の見直し等を行い、予算の効率的・効果的な執行を検討されたい。

(2) 固定資産税(冷凍倉庫)の課税誤りによる返還金について(資産税課)

冷凍倉庫の課税誤りについては、平成 18 年度定期監査(後期)においても、指摘しているところである。

冷凍倉庫の課税誤りによる返還金としては、平成 18 年 12 月 27 日付けで平成 9 年度から 13 年度分までの 5 年分の補填金及び加算金として 3,468 万 6,757 円、平成 19 年 1 月 4 日付けで平成 14 年度から 18 年度分までの 5 年分の還付金及び加算金として 3,539 万 7,300 円が還付されている。

冷凍倉庫に限らず、賦課事務は、あらゆる課税客体を正確に把握することが最も基本的なことであり、再び納税義務者からいささかの不信感も抱かれぬよう、課税誤りを防ぐためのチェック体制の強化をすること等により、公平公正な事務処理に努められたい。

(3) 那覇クルーズ促進連絡協議会について(観光課)

本市は、那覇クルーズ促進協議会に負担金として 75 万 6,000 円を負担している。那覇クルーズ促進連絡協議会の運営状況について、平成 18 年度決算書で確認した結果、収入に占める支出の割合が低く、収支差額は剰余金として翌年度へ繰り越している。

この事業は沖縄県、那覇市及び関連団体・企業の共同事業で、負担金はクルーズ船誘致による観光収入の波及効果増を図る目的で交付され、具体的な事業はクルーズ船入港の際に、岸壁での伝統芸能の披露、臨時観光案内所における観光情報の提供、外国人客への通訳などである。

クルーズ船の寄港による経済波及効果は那覇市のみならず県全体に及ぶものと思われるので、クルーズ観光の推進に向け尚一層努力されたい。

(4) 那覇市地域福祉基金助成事業について(福祉政策課)

那覇市地域福祉基金助成事業は基金の運用収入を財源として地域における在宅福祉、健康及び生きがいづくり、民間活動の活発化等を図るための事業を公募し審査選定した団体に補助金を助成する事業であるが、平成 18 年度予算現額 250 万円に対し支出済額 185 万 1,075 円(執行率 74.0%)、予算残額 64 万 8,925 円となっている。

今後は、債権(北海道債)の購入により基金運用収入の大幅な増額が見込

まれることから、当該事業の周知を図り予算の有効活用に努められたい。

(5) 福祉空間整備事業の補助金執行について(チャーがんじゅう課)

福祉空間整備事業補助金について、予算現額1億1,893万円に対し支出済額3,179万7,000円、執行率26.7%となっている。

当初、地域密着型サービス事業所32ヶ所に整備誘導する計画であったが、当該施設を15年間維持しなければ補助金返還義務が発生する等の条件があり、施設整備を希望した事業所が12ヶ所にとどまったことによるものである。

認知症高齢者や中重度の要介護者が住みなれた地域での生活を継続できるように創設された地域密着型サービスは、今後ますます需要が見込まれることが考えられるため、当該予算を有効活用できる方策を検討されたい。

(6) 那覇市障害者プラン策定業務委託料の未払いについて(障害福祉課)

那覇市障害者プラン策定業務297万5,700円については、平成18年11月29日に契約し成果品が納品されているが、その委託料が支払われてなく、不用額となっている。

今後は、地方自治法第208条(会計年度及び独立の原則)を遵守し、かかる事態が生じないようにしっかりした執行管理の徹底と再発防止に万全を期されたい。

(7) 予算の適正な執行について(子育て応援課)

児童手当支給費は1億8,641万3,000円の不用額が生じている。これは、児童手当支給の対象者数・支給額の総額など概ね把握できたにもかかわらず、年度内に補正減する手続がとられてないことによるものである。

予算執行に当たっては、組織内部のチェック体制の強化により、那覇市予算決算規則を遵守し、適正な予算執行に注意されたい。

(8) 業務委託契約の決裁手続きについて(消防本部)

産業廃棄物取引処分11万8,440円及び西消防署ワックス掛け9万8,700円の業務委託契約については、その落札残額を財務部の決裁を受けずに業務委託契約をして予算執行している。

今後は、「予算流用及び予備費充用の事務取扱について」に従って、適正な手続での予算の執行に努められたい。

(9) 賃貸借契約の随意契約について(消防本部)

寝具類賃貸借契約251万8,992円については、当初競争入札を行ったが、入札が不調に終わったので、後日、緊急を要するとの理由で、最低価格を提示した業者と条件を緩和し交渉をして随意契約をしている。

随意契約の場合は、那覇市契約規則第21条の3(見積書の徴収)の規定によりなるべく2人以上から見積書を徴さなければならないとされている。

今後は、地方自治法第234条(契約の締結)及び那覇市契約規則を遵守し、かかる事態が生じないように努められたい。

那覇市告示第 1 4 7 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 18 年度那覇市土地
画整理事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 8 年度 那覇市土地画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 使用料及び手数料		3,000
	3 小禄金城手数料	1,000
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1,000
	6 壺川手数料	1,000
2 国庫支出金		1,339,864,690
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	1,339,864,690
3 財産収入		212,000
	1 壺川財産運用収入	23,000
	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	8,000
	3 小禄金城財産運用収入	0
	4 小禄南財産運用収入	120,000
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	61,000
4 繰入金		2,972,589,000
	1 総務管理繰入金	36,428,000
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	9,143,000
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,746,296,000
	8 小禄南繰入金	9,828,000
	9 基金繰入金	179,904,000
5 繰越金		137,846,647
	1 総務管理繰越金	1,520,000
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	3,337,000
	4 壺川繰越金	1,895,000
	5 小禄金城繰越金	1,000
	7 小禄南繰越金	5,934,000
	8 真嘉比古島第二繰越金	125,158,647
	9 仲井真繰越金	1,000
6 諸収入		5,000

認 定 第 4 号
(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	子 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
0	0	0	0	△3,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
1,339,864,690	1,141,667,099	0	198,197,591	△198,197,591
1,339,864,690	1,141,667,099	0	198,197,591	△198,197,591
214,842	214,842	0	0	2,842
23,658	23,658	0	0	658
8,686	8,686	0	0	686
474	474	0	0	474
120,527	120,527	0	0	527
61,497	61,497	0	0	497
2,469,999,000	2,469,999,000	0	0	△502,600,000
36,428,000	36,428,000	0	0	0
9,143,000	9,143,000	0	0	0
2,243,696,000	2,243,696,000	0	0	△502,600,000
9,828,000	9,828,000	0	0	0
170,904,000	170,904,000	0	0	0
137,851,586	137,851,586	0	0	4,939
1,520,863	1,520,863	0	0	863
3,337,873	3,337,873	0	0	873
1,895,844	1,895,844	0	0	844
1,811	1,811	0	0	811
5,934,720	5,934,720	0	0	720
125,159,332	125,159,332	0	0	685
1,143	1,143	0	0	143
24,526	24,526	0	0	19,526

款	項	予 算 現 額
	4 総務管理雑入	1,000
	8 真嘉比古島第二雑入	1,000
	9 小禄南雑入	0
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1,000
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金 及び過料	1,000
	13 菱川延滞金、加算金及び過料	1,000
7 保留地処分金		43,016,000
	3 小禄南保留地処分金	0
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	43,016,000
8 清算徴収金		34,039,000
	1 寄宮地区清算徴収金	0
	3 小禄金城清算徴収金	1,000
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	2,239,000
	6 菱川清算徴収金	12,537,000
	7 小禄南清算徴収金	19,262,000
9 分担金及び負担金		201,620,000
	4 真嘉比古島第二負担金	201,620,000
11 県支出金		1,600,000
	1 県委託金	385,000
	2 県補助金	1,215,000
歳 入 合 計		4,730,805,337

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
12,262	12,262	0	0	11,262
12,264	12,264	0	0	11,264
0	0	0	0	0
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
43,016,000	43,016,000	0	0	0
0	0	0	0	0
43,016,000	43,016,000	0	0	0
103,820,896	34,048,403	0	69,772,492	9,403
1,738,177	0	0	1,738,177	0
3,178,783	0	0	3,178,783	△1,000
55,644,790	1,206,509	0	54,438,281	△1,032,491
21,284,478	14,185,178	0	7,099,300	1,648,178
21,974,667	18,656,716	0	3,317,951	△605,284
201,620,000	201,620,000	0	0	0
201,620,000	201,620,000	0	0	0
1,592,000	1,592,000	0	0	△8,000
378,000	378,000	0	0	△7,000
1,214,000	1,214,000	0	0	△1,000
4,298,003,539	4,030,033,456	0	267,970,083	△700,771,881

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 土地区画整理総務費		37,785,000
	1 総務管理費	37,785,000
2 土地区画整理事業費		4,831,646,337
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	9,601,000
	2 壺川土地区画整理費	15,141,000
	3 小禄金城土地区画整理費	1,000
	4 真嘉比古島第二土地区画整理費	4,465,151,337
	5 小禄南土地区画整理費	141,752,000
3 清算費		36,908,000
	3 小禄金城清算費	3,000
	4 真嘉比古島第一地区清算費	5,104,000
	5 壺川清算費	12,539,000
	6 小禄南清算費	19,262,000
5 基金積立金		24,266,000
	1 壺川基金積立金	1,918,000
	2 小禄南基金積立金	2,616,000
	3 小禄金城基金積立金	1,000
	4 真嘉比古島第一地区基金積立金	316,000
	5 真嘉比古島第二基金積立金	19,415,000
6 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		4,730,805,337

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
36,803,774	0	981,226	981,226
36,803,774	0	981,226	981,226
3,727,654,812	899,670,235	4,321,290	903,991,525
9,490,231	0	110,769	110,769
14,974,191	0	166,809	166,809
0	0	1,000	1,000
3,561,518,929	899,670,235	3,962,173	903,632,408
141,671,461	0	80,539	80,539
36,410,258	0	1,497,742	1,497,742
0	0	3,000	3,000
4,609,395	0	494,605	494,605
12,136,000	0	403,000	403,000
18,664,863	0	597,137	597,137
24,266,000	0	0	0
1,918,000	0	0	0
2,616,000	0	0	0
1,000	0	0	0
316,000	0	0	0
19,415,000	0	0	0
0	0	200,000	200,000
0	0	200,000	200,000
3,824,134,844	899,670,235	7,000,258	906,670,493

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 02 土地区画整理事業特別会計

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	4,730,805,337 円	
2	歳 入 額	4,030,033,456	
3	歳 出 額	3,824,134,844	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	205,898,612	
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	198,872,644	
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残 高 (翌年度へ繰越)	7,025,968
		(2) 不足額 (翌年度から繰上充用)	-

平成19年9月13日 提出
那覇市長 翁長 雄志

那霸市告示第 1 4 8 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

平成 19 年(2007 年)12 月那霸市議会定例会で認定された平成 18 年度那霸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成18年度 那覇市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国民健康保険税		9,165,331,000
	1 国民健康保険税	9,165,331,000
2 使用料及び手数料		9,700,000
	1 手数料	9,700,000
3 国庫支出金		13,183,918,000
	1 国庫負担金	8,273,586,000
	2 国庫補助金	4,910,332,000
4 療養給付費等交付金		4,227,874,000
	1 療養給付費等交付金	4,227,874,000
5 県支出金		1,686,459,000
	1 県補助金	1,497,035,000
	2 県負担金	189,424,000
6 共同事業交付金		2,549,652,000
	1 共同事業交付金	2,549,652,000
7 財産収入		257,000
	1 財産運用収入	257,000
8 繰入金		4,240,871,000
	1 他会計繰入金	4,002,868,000
	2 基金繰入金	238,002,000
9 繰越金		159,580,000
	1 繰越金	159,580,000
10 諸収入		66,008,000
	1 延滞金加算金及び過料	2,205,000
	2 預金利子	1,000
	3 雑入	63,802,000
歳 入 合 計		35,269,650,000

認 定 第 5 号

(単位: 円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
11,082,675,845	7,832,731,274 15,977,510	441,312,799	2,808,631,772	△1,332,599,726
11,082,675,845	7,832,731,274 15,977,510	441,312,799	2,808,631,772	△1,332,599,726
9,951,200	9,951,200	0	0	251,200
9,951,200	9,951,200	0	0	251,200
13,848,411,464	13,848,411,464	0	0	664,493,464
8,505,523,464	8,505,523,464	0	0	231,937,464
5,342,888,000	5,342,888,000	0	0	432,556,000
3,968,911,885	3,968,911,885	0	0	△258,962,115
3,968,911,885	3,968,911,885	0	0	△258,962,115
1,686,178,990	1,686,178,990	0	0	19,719,990
1,532,466,000	1,532,466,000	0	0	35,431,000
153,712,990	153,712,990	0	0	△15,711,010
2,656,281,948	2,656,281,948	0	0	106,629,948
2,656,281,948	2,656,281,948	0	0	106,629,948
14,958	14,958	0	0	△242,042
14,958	14,958	0	0	△242,042
4,240,870,017	4,240,870,017	0	0	△983
4,002,868,017	4,002,868,017	0	0	△983
238,002,000	238,002,000	0	0	0
159,579,806	159,579,806	0	0	△194
159,579,806	159,579,806	0	0	△194
78,999,837	78,999,837	0	0	12,991,837
3,713,400	3,713,400	0	0	1,508,400
0	0	0	0	△1,000
75,286,437	75,286,437	0	0	11,484,437
37,731,875,950	34,481,831,379 15,977,510	441,312,799	2,808,631,772	△787,718,621

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		643,343,000
	1 総務管理費	464,362,000
	2 徴税费	111,968,000
	3 運営協議会費	856,000
	4 収納率向上特別対策事業費	36,940,000
	5 医療費適正化特別対策事業費	29,217,000
2 保険給付費		20,782,495,000
	1 療養諸費	18,071,767,436
	2 高額療養費	2,357,925,564
	3 移送費	2,000
	4 出産育児諸費	319,800,000
	5 葬祭諸費	33,000,000
3 老人保健拠出金		8,037,442,000
	1 老人保健拠出金	8,037,442,000
4 介護納付金		1,975,034,000
	1 介護納付金	1,975,034,000
5 共同事業拠出金		2,769,862,000
	1 共同事業拠出金	2,769,862,000
6 保健事業費		126,763,000
	1 保健事業費	126,763,000
7 基金積立金		238,260,000
	1 基金積立金	238,260,000
8 諸支出金		72,975,000
	1 償還金及び還付加算金	72,974,000
	2 繰出金	1,000
9 繰上充用金		1,000
	1 繰上充用金	1,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
627,486,844	0	15,856,156	15,856,156
457,069,307	0	7,292,693	7,292,693
107,527,613	0	4,440,387	4,440,387
549,690	0	306,310	306,310
33,770,639	0	3,169,361	3,169,361
28,569,595	0	647,405	647,405
20,503,038,375	0	279,456,625	279,456,625
18,040,282,620	0	31,484,816	31,484,816
2,136,905,755	0	221,019,809	221,019,809
0	0	2,000	2,000
292,850,000	0	26,950,000	26,950,000
33,000,000	0	0	0
8,037,440,633	0	1,367	1,367
8,037,440,633	0	1,367	1,367
1,975,033,799	0	201	201
1,975,033,799	0	201	201
2,624,475,046	0	145,386,954	145,386,954
2,624,475,046	0	145,386,954	145,386,954
115,977,295	0	10,785,705	10,785,705
115,977,295	0	10,785,705	10,785,705
238,003,000	0	257,000	257,000
238,003,000	0	257,000	257,000
56,602,061	0	16,372,939	16,372,939
56,602,061	0	16,371,939	16,371,939
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000

款	項	予 算 現 額
10 予備費		623,475,000
	1 予備費	623,475,000
歳 出 合 計		35,289,650,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
0	0	623,475,000	623,475,000
0	0	623,475,000	623,475,000
34,178,057,053	0	1,091,592,947	1,091,592,947

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 05 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	35,269,650,000 円	
2	歳 入 額	34,481,931,379	
3	歳 出 額	34,178,057,053	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	303,874,326	
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	0	
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残 高 (翌 年 度 へ 繰 越)	303,874,326
		(2) 不 足 額 (翌 年 度 から 繰 上 充 用)	-

平成 19 年 9 月 13 日 提 出

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市告示第 1 4 9 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 18 年度那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 8 年度 那覇市老人保健特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 支払基金交付金		13,479,267,000
	1 支払基金交付金	13,479,267,000
2 国庫支出金		7,199,997,000
	1 国庫負担金	7,199,997,000
3 県支出金		1,758,580,000
	1 県負担金	1,758,580,000
4 繰入金		1,759,090,000
	1 一般会計繰入金	1,759,090,000
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		13,347,000
	1 延滞金及び加算金	2,000
	2 預金利子	1,000
	3 雑入	13,344,000
歳 入 合 計		24,210,282,000

認 定 第 6 号

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
13,252,263,504	13,252,263,504	0	0	△227,003,496
13,252,263,504	13,252,263,504	0	0	△227,003,496
6,897,063,250	6,897,063,250	0	0	△302,933,750
6,897,063,250	6,897,063,250	0	0	△302,933,750
1,768,754,776	1,768,754,776	0	0	10,174,776
1,768,754,776	1,768,754,776	0	0	10,174,776
1,759,089,186	1,759,089,186	0	0	△814
1,759,089,186	1,759,089,186	0	0	△814
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
27,899,552	27,784,856	0	114,696	14,437,856
0	0	0	0	△2,000
0	0	0	0	△1,000
27,899,552	27,784,856	0	114,696	14,440,856
23,705,070,268	23,704,955,572	0	114,696	△505,326,428

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 医療費		23,987,899,000
	1 医療費	23,987,899,000
2 諸支出金		17,301,000
	1 償還金	17,300,000
	2 繰出金	1,000
3 繰上充用金		205,082,000
	1 繰上充用金	205,082,000
歳 出 合 計		24,210,282,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
23,564,741,599	0	423,157,401	423,157,401
23,564,741,599	0	423,157,401	423,157,401
17,292,762	0	8,238	8,238
17,292,762	0	7,238	7,238
0	0	1,000	1,000
205,081,671	0	329	329
205,081,671	0	329	329
23,787,116,032	0	423,165,968	423,165,968

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 07 老 人 保 護 特 別 会 計

区 分		金 額
1	予 算 現 額	24,210,282,000 円
2	歳 入 額	23,704,955,572
3	歳 出 額	23,787,116,032
4	歳 入 歳 出 差 引 額	△82,160,460
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	0
6	各 会 計 別 内 訳	
	(1) 残 高 (翌年度へ繰越)	-
	(2) 不足額 (翌年度から繰上充用)	82,160,460

歳入歳出差引歳入不足額 82,160,460円

このため翌年度繰上充用金 82,160,460円で歳入不足を補填した。

平成19年9月13日 提出
那覇市長 翁長 雄志

那覇市告示第150号

平成20年2月1日

平成19年(2007年)12月那覇市議会定例会で認定された平成18年度那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成18年度 那覇市市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額
1 国庫支出金		204,670,000
	1 国庫補助金	204,670,000
3 繰入金		82,951,000
	1 一般会計繰入金	82,951,000
4 繰越金		232,000
	1 繰越金	232,000
6 市債		96,100,000
	1 市債	96,100,000
歳 入 合 計		383,953,000

認 定 第 7 号

(単位：円)

測 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
204,670,000	204,670,000	0	0	0
204,670,000	204,670,000	0	0	0
82,951,000	82,951,000	0	0	0
82,951,000	82,951,000	0	0	0
231,743	231,743	0	0	△257
231,743	231,743	0	0	△257
96,100,000	96,100,000	0	0	0
96,100,000	96,100,000	0	0	0
383,952,743	383,952,743	0	0	△257

歳 出

款	項	予 算 現 額
2 都市再開発事業費		383,521,000
	1 都市再開発事業費	383,521,000
3 公債費		432,000
	1 公債費	432,000
歳 出 合 計		383,953,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
383,380,709	0	140,291	140,291
383,380,709	0	140,291	140,291
431,161	0	839	839
431,161	0	839	839
383,811,870	0	141,130	141,130

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 08 市 街 地 再 開 発 事 業 特 別 会 計

区 分		金 額	
1	予 算 現 額	383,953,000 円	
2	歳 入 額	383,952,743	
3	歳 出 額	383,811,870	
4	歳 入 歳 出 差 引 額	140,873	
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	0	
6	各 会 計 別 内 訳	(1) 残 高 (翌年度へ繰越)	140,873
		(2) 不足額 (翌年度から繰上充用)	-

平成 19 年 9 月 13 日 提出
那覇市長 翁長 雄志

那覇市告示第 1 5 1 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で認定された平成 18 年度那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 1 8 年度 那覇市介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
歳 入

款	項	予 算 現 額
1 介護保険料		2,361,268,000
	1 介護保険料	2,361,268,000
2 使用料及び手数料		1,608,000
	1 手数料	1,608,000
3 国庫支出金		3,287,150,000
	1 国庫負担金	2,370,410,000
	2 国庫補助金	916,740,000
4 支払基金交付金		4,146,185,000
	1 支払基金交付金	4,146,185,000
5 県支出金		1,994,680,000
	1 県負担金	1,948,613,000
	2 財政安定化基金支出金	1,000
	3 県補助金	48,066,000
6 財産収入		2,000
	1 財産運用収入	2,000
7 繰入金		2,562,645,000
	1 他会計繰入金	2,206,133,000
	2 基金繰入金	356,512,000
8 繰越金		679,924,000
	1 繰越金	679,924,000
9 諸収入		405,000
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000
	3 雑入	403,000
10 市債		1,000
	1 市債	1,000
11 サービス収入		34,804,000

認 定 第 8 号

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,819,889,231	2,460,284,593 9,799,770	89,821,041	269,783,597	99,016,593
2,819,889,231	2,460,284,593 9,799,770	89,821,041	269,783,597	99,016,593
1,346,600	1,346,600	0	0	△261,400
1,346,600	1,346,600	0	0	△261,400
3,280,158,820	3,280,158,820	0	0	△6,991,180
2,384,400,900	2,384,400,000	0	0	13,990,000
895,758,820	895,758,820	0	0	△29,981,180
4,000,758,000	4,000,758,000	0	0	△145,427,000
4,000,758,000	4,000,758,000	0	0	△145,427,000
1,986,864,987	1,986,864,987	0	0	△8,015,013
1,938,497,577	1,938,497,577	0	0	△8,115,423
0	0	0	0	△1,000
48,167,410	48,167,410	0	0	101,410
9,972	9,972	0	0	7,972
9,972	9,972	0	0	7,972
2,562,641,346	2,562,641,346	0	0	△3,854
2,208,130,000	2,208,130,000	0	0	△3,000
356,511,346	356,511,346	0	0	△654
679,923,472	679,923,472	0	0	△528
679,923,472	679,923,472	0	0	△528
4,768,939	4,768,939	0	0	4,363,939
1,681,500	1,681,500	0	0	1,679,500
3,087,439	3,087,439	0	0	2,684,439
0	0	0	0	△1,000
0	0	0	0	△1,000
57,258,000	57,258,000	0	0	22,454,000

款	項	予 算 現 額
	1 予防給付費収入	34,804,000
歳 入 合 計		15,068,672,000

歳 出

款	項	予 算 現 額
1 総務費		630,898,000
	1 総務管理費	392,120,000
	2 徴収費	42,373,000
	3 介護認定審査会費	196,405,000
2 保険給付費		13,283,143,000
	1 介護サービス等諸費	12,663,595,000
	2 介護予防サービス等諸費	598,998,000
	3 その他諸費	20,550,000
3 財政安定化基金拠出金		1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000
4 基金積立金		356,512,000
	1 基金積立金	356,512,000
5 地域支援事業費		307,236,000
	1 介護予防事業費	91,643,000
	2 包括的支援事業・任意事業費	215,593,000
6 諸支出金		327,464,000
	1 償還金及び還付加算金	257,052,000
	2 繰出金	70,412,000
7 公債費		163,417,000
	1 公債費	163,417,000
8 子債費		1,000
	1 子債費	1,000
歳 出 合 計		15,068,672,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額 還 付 未 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額 との比較
57,258,000	57,258,000	0	0	22,454,000
15,393,419,367	15,033,814,729 9,799,770	89,821,041	269,783,597	△34,857,271

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予算現額と支出済額 との比較
514,973,065	3,176,000	112,748,935	115,924,935
297,752,968	0	94,367,042	94,367,042
35,440,808	3,176,000	3,756,192	6,932,192
181,779,299	0	14,625,701	14,625,701
12,912,539,483	0	370,603,517	370,603,517
12,415,679,907	0	247,915,093	247,915,093
478,087,481	0	120,910,519	120,910,519
18,772,095	0	1,777,905	1,777,905
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
356,511,346	0	654	654
356,511,346	0	654	654
279,213,009	0	28,022,997	28,022,997
88,676,537	0	2,966,463	2,966,463
190,536,466	0	25,056,534	25,056,534
325,017,851	0	2,446,149	2,446,149
254,606,357	0	2,445,643	2,445,643
70,411,494	0	506	506
163,416,833	0	167	167
163,416,833	0	167	167
0	0	1,000	1,000
0	0	1,000	1,000
14,551,671,581	3,176,000	513,824,419	517,000,419

歳 入 歳 出 決 算 総 括 表

会 計 10 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計

区 分		金 額
1	予 算 現 額	15,068,672,000 円
2	歳 入 額	15,033,814,729
3	歳 出 額	14,551,671,581
4	歳 入 歳 出 差 引 額	482,143,148
5	翌 年 度 へ 繰 越 す べ き 財 源	1,588,000
6	(1) 残 高 (翌年度へ繰越)	480,555,148
	(2) 不足額 (翌年度から繰上充用)	-

平成19年9月13日 提出
那覇市長 翁長 雄志

那覇市告示第 1 5 2 号

平成 2 0 年 2 月 1 日

那覇市NPO活動支援センター指定管理者の指定について

那覇市NPO活動支援センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、平成19年12月定例議会において承認されたので、次のとおり告示します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 管理を行わせる公の施設
名 称 那覇市NPO活動支援センター
所在地 那覇市牧志3丁目2番10号 那覇ぶんかテンプス館3階
- 2 指定管理者となる団体
名 称 特定非営利活動法人 まちなか研究所わくわく
所在地 那覇市牧志3-8-28-2F
代表者 小阪 亘
- 3 指定期間 平成20年4月1日から平成23年3月31日

公 告

那覇市公告第 1 4 2 号
平成 2 0 年 1 月 1 5 日
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項の規定による事業認可の図書の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項及び同法施行規則第 4 9 条の規定に基づき「事業地を表示する図書」を公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 3・3・那 1 6 号 首里崎山公園
 - 2 施行者の名称
那覇市
 - 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
 - 4 事業地
 - (1) 収用の部分 沖縄県那覇市首里崎山町 1 丁目、首里崎山町 4 丁目及び首里金城町 4 丁目地内
 - (2) 使用の部分 変更なし
 - 5 事業施行期間
平成 5 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで
 - 6 縦覧の場所
那覇市役所建設管理部花とみどり課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号、銘苅庁舎 3 階)
-

那覇市公告第 1 4 4 号
平成 2 0 年 1 月 1 7 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号)第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第 1 4 5 号
平成 2 0 年 1 月 1 7 日
掲 示 済

都市公園の設置及び供用開始について

都市公園法(昭和 3 1 年法律第 7 9 号)2 条の 2 及び都市公園法施行令(昭和 3 1 年政令第 2 9 0 号)第 9 条に基づき、下記のとおり公園を設置し供用を開始する。

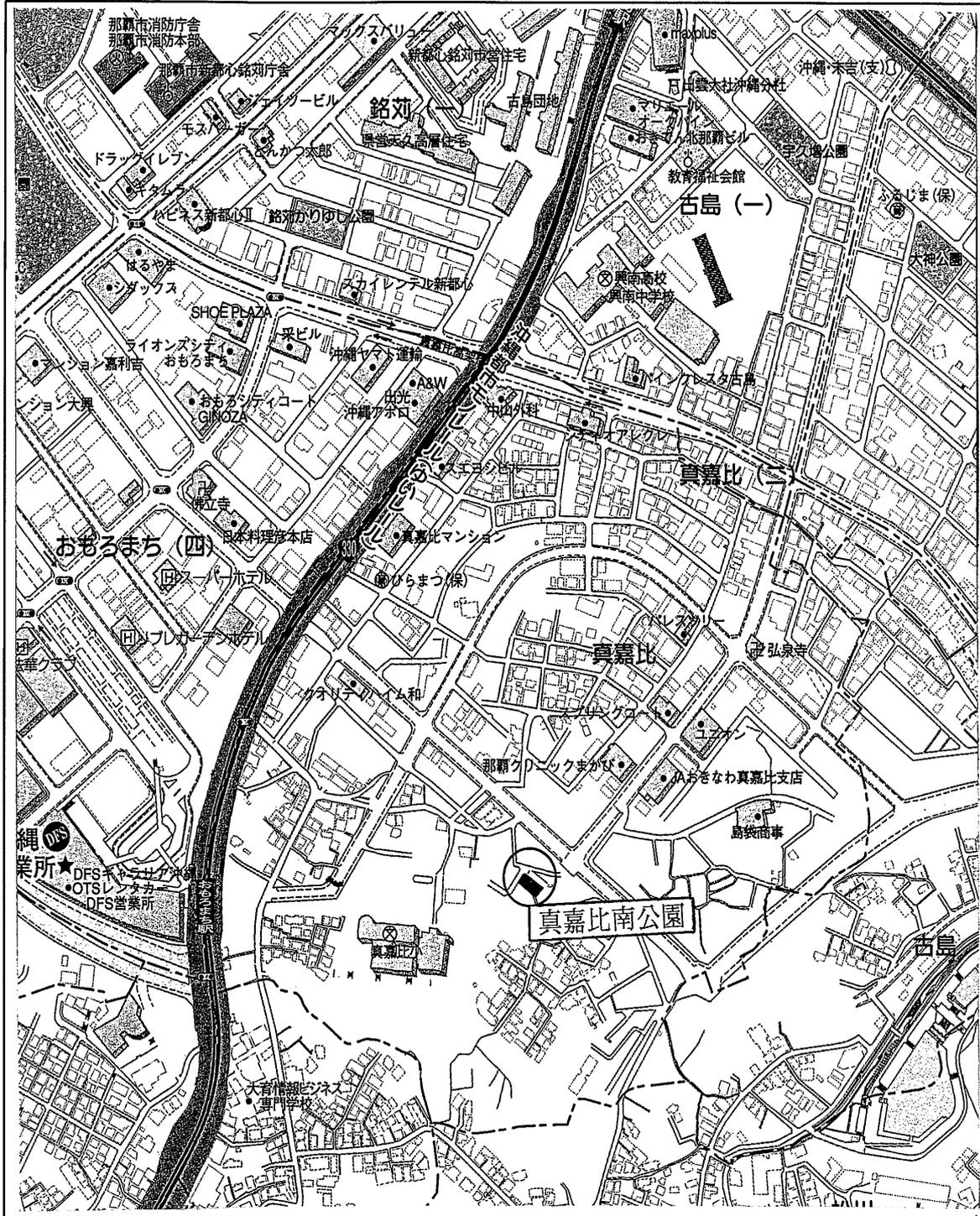
その関係図書は、公告と同時に那覇市建設管理部都市施設管理センター公園管理室において一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

公園の名称	真嘉比南公園
公園の位置	那覇市真嘉比古島第二地区 区画整理地内 8 9 街区
公園の区域	別紙参考図のとおり
供用開始の期日	平成 2 0 年 1 月 2 0 日

位 置 図



凡 例	
公園名	真嘉比南公園
	供用開始区域

那覇市公告第 1 5 8 号

平成 2 0 年 1 月 2 3 日

掲 示 済

平成 20 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者追加登録申請受付について

平成20年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者追加登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 法人市民税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数(清掃業務にあつては清掃員数、警備業務にあつては警備員数)が5名以上であること。
- (10) 清掃業務にあつては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条第2項に定める県知事登録業者であること。
- (11) 警備業務にあつては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。

2 受付期間

平成 20 年 1 月 28 日 (月) ~ 同年 2 月 8 日 (金)

午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (午後 12 時 15 分 ~ 午後 1 時を除く)

3 申請書類の配付期間

平成 20 年 1 月 23 日 (水) から

4 受付及び申請書類の配布方法

受付：那覇市総務部 管財課 (電話 862 - 9904)

配布方法：総務部管財課 (那覇市役所 4 階)

那覇市のホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp>)からもダウンロードできます。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 2 8 号

平成 2 0 年 1 月 8 日

掲 示 済

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市水道事業会計補正予算(第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成 19 年度那覇市水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 19 年度那覇市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総配水量「40,150,200m³」を「39,673,620m³」に、(3)一日平均配水量「109,700m³」を「108,397m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 水道事業収益	8,607,438 千円	27,024 千円	8,634,462 千円
第 1 項 営業収益	8,448,168 千円	18,364 千円	8,429,804 千円
第 2 項 営業外収益	74,420 千円	44,364 千円	118,784 千円
第 3 項 特別利益	84,850 千円	1,024 千円	85,874 千円
支 出			
第 1 款 水道事業費用	8,194,542 千円	89,873 千円	8,104,669 千円
第 1 項 営業費用	7,729,839 千円	99,269 千円	7,630,570 千円
第 2 項 営業外費用	429,793 千円	8,896 千円	438,689 千円
第 3 項 特別損失	14,910 千円	500 千円	15,410 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,855,168 千円」を「1,792,450 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「39,869 千円」を「35,620 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,024,749 千円」を「966,280 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		収 入		
第 1 款	資本的収入	556,802 千円	26,670 千円	530,132 千円
第 2 項	補助金	350,000 千円	18,500 千円	331,500 千円
第 4 項	固定資産売却代金	25,331 千円	3 千円	25,334 千円
第 6 項	他会計貸付金償還金	20,405 千円	8,173 千円	12,232 千円
		支 出		
第 1 款	資本的支出	2,411,970 千円	89,388 千円	2,322,582 千円
第 1 項	建設改良費	966,019 千円	103,275 千円	862,744 千円
第 4 項	その他資本的支出	1 千円	13,887 千円	13,888 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
庁舎維持管理業務委託	平成 19 年度～平成 20 年度	2,227 千円
電算機器等保守管理業務委託	平成 19 年度～平成 20 年度	4,302 千円
水道管緊急修繕工事及び保安業務委託	平成 19 年度～平成 20 年度	平成 20 年度那覇市水道事業会計予算において計上する額及び平成 19 年度末修繕引当金残高

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,346,984 千円	38,618 千円	1,308,366 千円

那覇市上下水道局告示第 2 9 号

平成 2 0 年 1 月 8 日

掲 示 済

平成 19 年(2007 年)12 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算(第 2 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 2 条に定めた業務の予定量のうち、(2)年間総処理水量「34,288,300m³」を「35,148,233 m³」に、(3)一日平均処理水量「93,683m³」を「96,033m³」に改める。

(収益的収入及び支出)

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	下水道事業収益	3,962,099 千円	40,010 千円	4,002,109 千円
第 1 項	営業収益	3,416,169 千円	53,956 千円	3,470,125 千円
第 2 項	営業外収益	545,929 千円	14,113 千円	531,816 千円
第 3 項	特別利益	1 千円	167 千円	168 千円
支 出				
第 1 款	下水道事業費用	3,857,759 千円	45,884 千円	3,811,875 千円
第 1 項	営業費用	3,094,425 千円	22,383 千円	3,072,042 千円
第 2 項	営業外費用	747,164 千円	22,053 千円	725,111 千円
第 3 項	特別損失	6,170 千円	1,448 千円	4,722 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「822,720 千円」を「765,452 千円」に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額「36,586 千円」を「49,496 千円」に、「減債積立金 13,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 317,954 千円」を「過年度損益勘定留保資金 301,022 千円」に、当年度分損益勘定留保資金「455,180 千円」を「414,934 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	資本的収入	2,691,793 千円	25,347 千円	2,666,446 千円
第 1 項	企業債	1,084,300 千円	5,400 千円	1,078,900 千円
第 2 項	補助金	870,000 千円	9,000 千円	861,000 千円
第 3 項	出資金	733,093 千円	10,947 千円	722,146 千円
支 出				
第 1 款	資本的支出	3,514,513 千円	82,615 千円	3,431,898 千円
第 1 項	建設改良費	1,973,900 千円	73,164 千円	1,900,736 千円
第 2 項	企業債償還金	1,510,207 千円	1,278 千円	1,508,929 千円
第 3 項	他会計借入金償還金	20,406 千円	8,173 千円	12,233 千円

(債務負担行為)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限度額
電算機器等保守管理業務委託	平成 19 年度～平成 20 年度	1,961 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	429,934 千円	24,389 千円	405,545 千円

那覇市上下水道局告示第 3 0 号

平成 2 0 年 1 月 1 8 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

指定(登録)番号 第 2 2 5 号
 指定工事店名 有限会社 送友設備
 営業所所在地 浦添市前田 3 丁目 4 番 1 5 号
 代表者名 知念 智則
 指定の有効期間 平成 1 7 年 4 月 1 日
 平成 2 2 年 3 月 3 1 日
 異動年月日 平成 1 9 年 1 0 月 1 7 日
 異動事由 住所の変更

指定(登録)番号 第 3 6 4 号
 指定工事店名 株式会社 設備技研
 営業所所在地 沖縄市泡瀬 1 丁目 1 0 番 1 3 号
 代表者名 平良 智
 指定の有効期間 平成 1 6 年 8 月 1 9 日
 平成 2 1 年 3 月 3 1 日
 異動年月日 平成 1 9 年 1 2 月 5 日
 異動事由 住所の変更

教育委員会規則

那霸市教育委員会規則第2号

平成20年1月22日

公 布 済

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

那霸市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(那覇市立教育研究所設置条例施行規則の一部改正)

第1条 那覇市立教育研究所設置条例施行規則(昭和48年那覇市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(研究協力機関等)</p> <p>第2条 研究所は、必要に応じ、市内の<u>小学校、中学校、幼稚園</u>その他の機関等を研究協力機関又は協力団体として指定することができる。</p>	<p>(研究協力機関等)</p> <p>第2条 研究所は、必要に応じ、市内の<u>幼稚園、小学校、中学校</u>その他の機関等を研究協力機関又は協力団体として指定することができる。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市立学校施設の使用に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市立学校施設の使用に関する規則(昭和49年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員駐車の基準等)</p> <p>第5条 職員駐車(職員が自己の利用に供する車両を学校施設に駐車することをいう。以下同じ。)のために使用許可をする場合においては、<u>児童、生徒及び幼児</u>の安全面を確保する等学校教育に支障のない範囲において教育長の定める基準に基づかなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(職員駐車の基準等)</p> <p>第5条 職員駐車(職員が自己の利用に供する車両を学校施設に駐車することをいう。以下同じ。)のために使用許可をする場合においては、<u>幼児、児童及び生徒</u>の安全面を確保する等学校教育に支障のない範囲において教育長の定める基準に基づかなければならない。</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。</p>	

(特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第3条 特別の勤務に従事する那覇市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則(平成5年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
職員の 範囲	週休 日	勤務時間 の割振り	休憩 時間	職員の 範囲	週休 日	勤務時間 の割振り	休憩 時間
[略]				[略]			

小学校、 中学校、 幼稚園 及び学 校給食 セン ターに 勤務す る職員	[略]	幼稚園、 小学校、 中学校 及び学 校給食 セン ターに 勤務す る職員	[略]
[略]		[略]	
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。			

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第1号

平成20年1月22日

施 行 済

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 西原 篤 一

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市立学校職員服務規程の一部改正)

第1条 那覇市立学校職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において「学校」とは、 那覇市立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> とする。 2 [略]	(定義) 第2条 この規程において「学校」とは、 那覇市立 <u>幼稚園、小学校及び中学校</u> とする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会職員服務規程(平成3年那覇市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> に勤務する職員以外の職員をいう。	(定義) 第2条 この規程において「職員」とは、 <u>幼稚園、小学校及び中学校</u> に勤務する職員以外の職員をいう。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成20年1月22日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第1号
平成20年1月22日
施 行 済

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
教育長 桃 原 致 上

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市教育委員会教育長事務決裁規程の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立小学校、中学校及び幼稚園</u>(以下「学校」という。)の長をいう。</p> <p>(4)～(10) [略]</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 課長 規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校</u>(以下「学校」という。)の長をいう。</p> <p>(4)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

(那覇市立学校文書取扱規程の一部改正)

第2条 那覇市立学校文書取扱規程(平成10年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>那覇市立小学校、中学校及び幼稚園</u>(以下「学校」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td><u>小学校</u></td> <td><u>中学校</u></td> <td><u>幼稚園</u></td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>那〇〇 〇小</td> <td>那〇〇 〇中</td> <td>那〇〇 〇幼</td> </tr> </table> <p>備考 表中「〇〇〇」は、那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)別表第1から別表第3までに規定する<u>小学校、中学校及び幼稚園</u>の名称</p>	区分	<u>小学校</u>	<u>中学校</u>	<u>幼稚園</u>	記号	那〇〇 〇小	那〇〇 〇中	那〇〇 〇幼	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>那覇市立幼稚園、小学校及び中学校</u>(以下「学校」という。)における文書の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>別表第1(<u>第19条関係</u>)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>区分</td> <td><u>幼稚園</u></td> <td><u>小学校</u></td> <td><u>中学校</u></td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>那〇〇 〇幼</td> <td>那〇〇 〇小</td> <td>那〇〇 〇中</td> </tr> </table> <p>備考 表中「〇〇〇」は、那覇市立学校設置条例(昭和47年那覇市条例第58号)別表第1から別表第3までに規定する<u>幼稚園、小学校及び中学校</u>の名称</p>	区分	<u>幼稚園</u>	<u>小学校</u>	<u>中学校</u>	記号	那〇〇 〇幼	那〇〇 〇小	那〇〇 〇中
区分	<u>小学校</u>	<u>中学校</u>	<u>幼稚園</u>														
記号	那〇〇 〇小	那〇〇 〇中	那〇〇 〇幼														
区分	<u>幼稚園</u>	<u>小学校</u>	<u>中学校</u>														
記号	那〇〇 〇幼	那〇〇 〇小	那〇〇 〇中														

(ただし、これらの規定中「那覇市立」並びに「 <u>小学校</u> 」、「 <u>中学校</u> 」及び「 <u>幼稚園</u> 」の文字を除く。)によるものとする。	(ただし、これらの規定中「那覇市立」並びに「 <u>幼稚園</u> 」、「 <u>小学校</u> 」及び「 <u>中学校</u> 」の文字を除く。)によるものとする。
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

第3条 那覇市立学校職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程(平成12年那覇市教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> に勤務する県費負担職員及び市費負担職員(以下「職員」という。)の良好な勤務環境の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、那覇市立 <u>幼稚園、小学校及び中学校</u> に勤務する県費負担職員及び市費負担職員(以下「職員」という。)の良好な勤務環境の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程の一部改正)

第4条 那覇市教育委員会職員の勤務の記録に関する規程(平成16年那覇市教育委員会教育長訓令第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに那覇市立 <u>小学校、中学校及び幼稚園</u> の長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。	(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則第19条第1項に規定する課長級の職位のもの(担当副参事及び副参事を除く。)並びに那覇市立 <u>幼稚園、小学校及び中学校</u> の長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。

2 [略]	2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この訓令は、平成20年1月22日から施行する。